

平成25年10月1日より、児童の医療費助成の 通院の対象年齢を拡大します。



宜野湾市では、次代を担う子どもたちが安心して必要な医療を受けることを目的に、児童の医療費助成事業を行っています。

現在、通院の対象年齢が4歳児まで（5歳の誕生月の月末まで）となっていますが、平成25年10月1日診療分より小学校就学前（6歳に達した日以後の最初の3月31日）まで拡大します。

※入院の助成対象はこれまで通り、中学校卒業までです。



また今回の対象年齢拡大に合わせて、制度の名称も「宜野湾市児童の医療費助成」から「宜野湾市子ども医療費助成」へ変更します。

●お知らせ● ✨ ☆ ♡ ✨ ☆ ♡ ✨ ☆ ♡ ✨ ☆ ♡ ✨ ☆ ♡

今回の年齢拡大により新たに通院が助成対象となる5歳～就学前の受給者と、現在、通院が助成対象となっている0歳～4歳の受給者のみなさまにつきましては、9月に健康増進課（保健相談センター）から受給資格者証を送付致します。届きましたら、必ずご開封の上で受給資格者証と同封の通知書をご確認ください。

※小学校就学～中学校卒業前の受給者のみなさまにつきましては、医療費助成の申請などで保健相談センターにお越しの際に、窓口での受給資格者証の差し替えとなりますので、ご了承ください。

問合せ：健康増進課（保健相談センター内） ☎898-5583